

事業者の責めによる以外の余熱供給の計画外停止時の取り決め

1 余熱供給の計画外停止時の規定

市が実施する余熱供給の計画外停止とは次の内容をいう。

- 1) 計画停止以外の連続 15 分以上の余熱供給停止をいい、「添付資料 11-1 余熱供給条件」に規定される供給条件を連続 15 分以上満たさない余熱供給（ただし、事業者側の蒸気使用量が 7,858kg/h を超える場合を除く）を含むものとする。
- 2) 上記 1) の状況における供給蒸気条件の確認は市が設置する計測器にて計測されたデータによるものとする。

2 余熱供給の計画外停止時の取扱い

市は、事業者の責に帰すべき事由以外の事由による余熱供給の計画外停止においては、以下の基準により代替燃料費相当額を支払うものとする。

- 1) 計画外停止がその開始時点から 15 分以上続いた場合に代替燃料費相当額の支払いを実施する。
- 2) 計画外停止からの復帰は、供給蒸気条件が所定の水準に達した時点をいう。
- 3) 計画外停止時における代替燃料消費量の計測は次のとおりとする。
 - ①事業者は、計画外停止発生時点より復帰時まで、バックアップ熱源の燃料流量積算計の表示値を記録し、復帰後すみやかに市へ記録を提出する。
 - ②市は、①の事業者による計量値をもって代替燃料の消費量とする。なお、事業者は定期的に当該燃料流量積算計の精度、表示値等について確認を行うこととする。
- 4) 計画外停止に伴う代替燃料費相当額には、バックアップ熱源設備の管理費や計画外停止時の操作手間等は一切含まないものとする。それらの費用はあらかじめ運営・維持管理費用に算入しているものとみなす。

3 代替燃料費相当額の設定

- 1) 上記 2 の 3) で計測した代替燃料消費量に次の燃料単価を乗じたものを代替燃料費相当額とし、なお、使用燃料は A 重油とし、事業期間中変更することはできないものとする。
- 2) 燃料単価は、余熱供給の計画外停止発生時点の最新号刊行物単価（建設物価、積算資料のいずれか安価な値）を採用するものとする。

4 代替燃料費相当額の支払い

代替燃料費相当額の支払いは次のとおりとする。

- 1) 市は、上記3で設定した燃料単価を事業者に通知する。
- 2) 市は、各月の月末時に当該月の計画外停止による代替燃料消費量を集計し、代替燃料費相当額の当該月分を事業者に通知する。
- 3) 市は、事業者へ通知した代替燃料費相当額に消費税を加えたものを当該月分として、事業者からの請求書を受領後、30日以内に事業者へ支払う。

5 施設の休館に関する協議

- 1) 市及び事業者は、余熱供給の計画外停止においては、相手方に対して本施設の休館に関する協議を求めることができ、この場合、市及び事業者は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しないものとする。
- 2) 前項に定める協議により本施設を休館する場合、運営・維持管理費用が増加する場合又は損害が発生した場合の措置は、事業契約書に従う。

以上